

かすみがうら市
障害者活躍推進計画

(市長部局)

かすみがうら市

令和2年4月1日

機 関 名	かすみがうら市
任 命 権 者	かすみがうら市長 ※ かすみがうら市は、障害者任免状況通報において、市教育委員会の機関に勤務する職員を市長部局に勤務する職員とみなす特例認定を受けている。 また、市長部局が一元的に職員の採用及び異動事務並びに職員研修を行っていることから、本計画の目標は各機関共通のものとして設定する。
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
かすみがうら市における障害者雇用に関する課題	かすみがうら市においては、本計画作成時点では法定雇用数を満たしておりますが、積極的な雇用を推進します。 今後も法定雇用率の維持を目指すとともに、障害者である職員が活躍できるよう体制づくりを推進し、必要に応じた支援ができるよう取組を図ります。
■ 目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。
②定着に関する目標	離職者を極力生じさせないよう努める。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、障害者雇用率制度における対象障害者について、前年度採用の定着状況を把握・進捗管理する。
■ 取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務部長を選任する。 ○障害のある職員が5人以上の機関については、障害者職業生活相談員を選任する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）は、障害理解を深め障害のある職員を適切に支援するため、必要な研修を受講する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に基づく自己申告書を活用し、本人と職務の適切なマッチングができているかを把握し、必要に応じて職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に基づく自己申告書を活用し、必要な配慮等を把握したうえで、断続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○個別に就業に対する要望等のヒアリングを行い、障害特性に配慮した配属先を検討する。</p>
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に基づく自己申告書を活用し、職務状況の把握、体調配慮を行う。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>